

マイナンバー法施行により紙の申請書と各種書類を提出する必要があります

ふるさと納税ワンストップ特例制度

寄附金控除に係る申告特例申請書の記入方法

◆ふるさと納税ワンストップ特例制度：確定申告や住民税申告をもともと要しない給与所得者等の方が申請をすることで、確定申告等の手続きをしなくても住民税の控除が受けられる特例制度

申請を希望される方は、申請書に必要事項を記入・必要書類を同封のうえ嬉野市役所まで提出してください。「①」「②」ともにチェックしない方はワンストップ特例制度の要件を満たしませんので、この特例申請書は提出せず、必ず確定申告または住民税申告でふるさと納税の申告を行ってください。

※ご提出期限：ご入金日の翌年1月10日（必着）

提出先：〒849-1492 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769
嬉野市役所企画政策課 ふるさと納税係宛 TEL0954-66-9117

提出日を記入

令和〇年寄附 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和〇年〇月〇日 嬉野市長 様	整理番号	
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町△△番地	フリガナ	ウレシノ タロウ
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	氏名	嬉野 太郎
	個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	生年月日	明・大 昭・平 40・1・1

マイナンバーを記入

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した嬉野市に対する寄附金について、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合は、同項に規定する申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けることができます。その場合に寄附金税額控除の適用を受けたい場合は、寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けるための申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

- （注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- （注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合は、同項に規定する申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けることができます。その場合に寄附金税額控除の適用を受けたい場合は、寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けるための申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附をする毎に記入

1. 嬉野市に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和〇年〇月〇日	〇〇,〇〇〇 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみ行うことができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、（1）及び（2）に該当すると見込まれる者をいいます。

- （1） 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- （2） 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の数の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

●ワンストップ特例申請をされた方が確定申告または住民税申告をした場合は、ワンストップ特例申請がなかったものとして取り扱われます。

●住所等が変更になった場合は「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要となります。

※記入いただいた住所と、住民税納付先住所が異なる場合は、申請を受け付けることができません。住所に変更が生じた際には、変更届けの提出をよろしくお願いいたします。

★①と②両方のチェックがない方は、この申請書は提出できません！

① 確定申告（または住民税申告）をしない方はチェックしてください

※確定申告を行わなければならない自営業者の方や、給与所得者や年金所得者の方でも医療費控除等で申告を行う方などは対象となりません。

② 寄付先の団体が1年間（1月1日～12月31日）で5団体以内の場合はチェックしてください

※6団体以上になったら、必ず確定申告または住民税申告にてふるさと納税の申告を行ってください。

※本書類は提出不要です

ワンストップ特例申請書 5つの注意点

1	当該寄附の申請書を既にご提出済みの場合、再提出は不要です。 ※すでにご自身でサイトより書類をダウンロードし郵送済みの方は、本書類同封の申請書の提出は不要です。
2	申請書の記載内容に誤りがある際は、二重線を引き、正しい内容を記載してください。
3	自治体名をご確認ください。 ※他自治体宛の申請書では受付することができません。
4	確認書類は正しい組み合わせ（下記記載の3パターンのいずれか）でご用意ください。 ※必ず個人番号確認書類1種類、本人確認書類(写真付きなら1種類、写真なしなら2種類)の提出をお願いします。 ※住民票を個人番号確認書類として提出する場合、マイナンバーの記載された住民票をご準備ください。
5	切り取った確認書類は、めくれないようにテープ、又はのりで貼り付けてください。 <u>個人番号確認書類</u> の場合：必ず個人番号が表記された面を表にして貼り付けてください。 <u>本人確認書類</u> の場合：必ず氏名・生年月日が表記された面を表にして貼り付けてください。

カンタン! 確認書類確認チャート

マイナンバーカードをお持ちですか

はい

いいえ



公的機関発行の
**顔写真付き
本人確認書類**
をお持ちですか

はい



- ・ 運転免許証
- ・ パスポート
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 在留カード
- ・ 療育手帳
- ・ 特別永住者証明書
- ・ 精神障害者保健福祉手帳

いいえ



パターン A 1. マイナンバーカード(写し)(両面)

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバーカード(写し)(裏面)	マイナンバーカード(写し)(表面)
 <p>ICチップが付いています</p> <p>マイナンバーが記載されています</p>	 <p>顔写真が付いています</p> <p>「個人番号カード」と記載されています</p>
<p>両面をコピーして、それぞれを申請書へ貼り付けてご提出ください</p>	

パターン B 1. マイナンバー通知カード(写し)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)
2. 免許証(写し)もしくはパスポート(写し)等の顔写真付き書類

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバー通知カード(写し)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)	免許証(写し)もしくはパスポート(写し)等
 <p>緑の文字で「通知カード」と記載されています</p> <p>マイナンバーが記載されています</p>	 <p>写真がある面をコピーしてください</p>
<p>それぞれコピーして、申請書へ貼り付けてご提出ください</p> <p>※本人確認書類は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書でも問題ございません。 ※マイナンバー通知カードの氏名、住所が住民票の記載事項と一致しない場合は、個人番号確認書類としてご利用できません。裏面に住所変更などの追記がある場合には、必ず裏面のコピーも提出してください。</p>	

パターン C 1. マイナンバー通知カード(写し)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)
2. 健康保険証および年金手帳など自治体が認める公的書類2点以上の写し

個人番号確認書類	本人確認書類
マイナンバー通知カード(写し)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)	健康保険証および年金手帳など自治体が認める公的書類2点以上の写し
 <p>緑の文字で「通知カード」と記載されています</p> <p>マイナンバーが記載されています</p>	<p>2点以上必要になります</p> 
<p>それぞれコピーして、申請書へ貼り付けてご提出ください</p> <p>※「2」に該当する本人確認書類は、納税証明書、印鑑登録証明書、母子手帳、年金手帳などです。 ※マイナンバー通知カードの氏名、住所が住民票の記載事項と一致しない場合は、個人番号確認書類としてご利用できません。裏面に住所変更などの追記がある場合には、必ず裏面のコピーも提出してください。</p>	

書類不備 及び ワンストップ特例受付完了の通知について

「書類不備」及び「ワンストップ特例受付完了通知」については、寄附申込時に登録されたメールアドレス、もしくは書面にて通知します。

ドメイン「@do-furusato.com」からのメールを受け取れるよう設定をお願いします。

書類不備の場合は、ワンストップ特例は適用されませんので、できるだけ早くご返送いただきますようお願いいたします。